

国際的な会計基準における四半期報告のセグメント情報の取扱い

国際的な会計基準において、中間期間(interim period)のセグメント情報の開示は次のように定められている。開示すべき項目は、米国基準とIFRSの間に違いはないものと考えられる。

1. 米国会計基準
(FAS第131号)

(本文)

開示

25. 企業は、下記を開示しなければならない。

- a. 第26項中に述べる一般情報
- b. 第27-31項中に述べる、報告したセグメント利益又は損失中に含めた特定の収益及び費用を含む、報告したセグメント利益又は損失、セグメント資産並びに測定基準に関する情報
- c. 第32項中に述べるセグメント収益、報告した利益又は損失、資産、及び他の重要な項目の合計額と対応する企業の金額との調整
- d. 第33項中に述べる中間期間の情報

完全な1組の財務諸表を複数の期間にわたって提供する場合には、本基準書が要求する情報は、表示する各期間について報告しなければならない。第34,35項中に述べるように、前の期間について以前に報告した情報は修正再表示しなければならない。

中間期間の情報

33. 企業は、株主に発行する中間期間の要約財務諸表中に、報告すべき各セグメントに関して以下を開示しなければならない。

- a. 外部顧客からの収益
- b. セグメント間収益
- c. セグメント利益又は損失の測定値
- d. 直近の年次報告書中に開示した金額に比べ重要な変動のあった資産合計額
- e. セグメントに分割する基準又はセグメント利益もしくは損失の測定の基準における直近の年次報告書との相違に関する記述
- f. 報告すべきセグメント利益又は損失の測定値の合計額と、企業の法人所得税、異常項目、非継続事業及び会計上の変更による累積的影響額前の連結利益との調整。ただし、企業が法人所得税及び異常項目などのような項目をセグメントに配分している場合には、企業はセグメント利益又は損失の測定値の合計額と当該項目控除後の連結利益とを調整するよう選択することができる。重要な調整項目は、当該調整表中に個別に識別して記載しなければな

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

<p>らない。</p>
<p>以前に報告した情報の修正再表示</p> <p>34. 企業が、その報告すべきセグメントの構成を変更する原因となるような方法により、その内部組織の構造を変更した場合には、実務上不可能でない限り、中間期間を含む変更前の期間について対応する情報を修正再表示しなければならない。したがって、企業は、実務上修正再表示できる個々の開示項目を修正再表示しなければならない。ただし、実務上修正再表示できない個別項目があれば、それを修正再表示する必要はない。報告すべきセグメントの構成の変更に伴い、企業は変更前の期間のセグメント情報の対応項目を修正再表示したか否かを開示しなければならない。</p>
<p>35. 企業が、その報告すべきセグメントの構成を変更する原因となるような方法により、その内部組織の構造を変更した場合で、中間期間を含む変更前の期間のセグメント情報を当該変更を反映して修正再表示しない場合には、企業は、当該変更の発生した年度中に、実務上不可能でない限り、セグメントの分割に使用した古い基準と新しい基準の双方によって当期のセグメント情報を開示しなければならない。</p>
<p>発効日及び経過措置</p> <p>40. 本基準書は、1997年12月15日より後に開始する会計年度から発効する。早期適用は奨励される。適用初年度のセグメント情報とともに報告される前の年度の対応するセグメント情報は、実務上不可能でない限り、本基準書の要求に準拠して修正再表示しなければならない。本基準書は、その適用初年度の中間財務諸表に適用することを要しないが、適用初年度の中間期間の比較情報は、適用第2年度の中間期間の財務諸表中に報告しなければならない。</p>
<p>（結論の根拠）</p> <p>中間期間の情報</p> <p>98. 本基準書は、公開草案中に提案したように、株主への四半期報告書中に含まれる要約財務諸表中に限定したセグメント情報の開示を要求している。基準書第14号のもとでセグメント情報を作成するために要求される費用及び時間のため、当該基準書は、当該要約財務諸表には適用しなかった。公開草案への何人かの回答者は、中間財務諸表中にセグメント情報を報告することは不必要に過酷であろうと述べた。しかし、利用者は、適時であるために、セグメント情報は毎年より多くの頻度で必要とするとし、本基準書中のような接近法により、中間的な基礎による作成の困難は克服し得ると主張した。多数の企業の経営者は同意し、中間期間についてセグメント情報を自発的に提供した。</p>
<p>99. 当審議会は、株主に発行する中間報告書中の要約財務諸表には、外部顧客からのセグメント収益、セグメント間の収益、セグメント利益又は損失の測定値、セグメント資産の重要な変動、分割の基礎又はセグメント利益又は損失の測定</p>

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

の基礎の前年度中に測定した方法との相違、及び企業の利益又は損失の合計額との調整の開示を含めるべきことに決定した。当該決定は、年次財務諸表中に要求されるものと同じのセグメント情報を中間期間について求める利用者の要求と、当該情報を報告しなければならない作成者の費用との間の妥協の産物である。利用者は、適時に一部の鍵になる情報を入手するであろう。当該情報は内部で使用する情報を基礎にしており、従ってすでに手元にあるため、企業が、当該情報を提供するために相当の増分費用を負うことはないはずである。

費用対便益の考慮

113. 当審議会は、本基準書の主たる便益が、企業が中間財務報告中にセグメント情報を報告し、一部の企業がより多数のセグメントを報告し、大多数の企業が各セグメントに関するより多項目の情報を報告し、企業が内部経営報告に対応するセグメントを報告し、又、企業がその年次報告書の他の部分とより整合するであろうセグメント情報を報告するはずであるということにあると考えている。

発効日及び経過措置

120. 当審議会は又、適用初年度中の中間期間の財務諸表中にはセグメント情報を報告するよう要求しないことに決定した。中間期間について報告するよう要求される情報の一部は、直近の年次財務諸表中に報告されたはずの情報に基づいている。比較のために使用し、それを提供する基礎になるものの理解を提供する完全な一組のセグメント情報なしでは、中間情報はそれほど意味がないであろう。

米国の APB Opinions 第 28 号「Interim Financial Reporting」では、要訳した財務情報の開示 (Disclosure of Summarized Interim Financial Data) として、FAS 第 131 号第 33 項と同一の内容の開示を求めている (APB 第 28 号第 30 項(f))。

2. IFRS

(IFRS 第 8 号)

(イントロダクション)

本基準書の主な特徴

IN4 本基準書は、年度財務報告書における事業セグメントについての情報を企業が報告する方法を定め、結果として生じることになる、IAS 第 34 号「中間財務報告」の修正により、中間財務報告における事業セグメントの一部開示を企業に要求する。また、製品及びサービス、地域並びに主要顧客に関連する開示を要求する。

(本文)

以前に報告した情報の修正再表示

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

29 企業が、その報告すべきセグメントの構成を変更する原因となるような方法により、その内部組織の構造を変更した場合には、情報が入手不能でない又はそれを作成する費用が高すぎない限り、中間期間を含む、変更前の期間について対応する情報を修正再表示しなければならない。情報が入手不能か又はそれを作成する費用が高すぎるかどうかの決定は、個々の開示項目で行う。報告すべきセグメントの構成の変更に伴い、企業は変更前の期間のセグメント情報の対応項目を修正再表示したか否かを開示しなければならない。

30 企業が、その報告すべきセグメントの構成を変更する原因となるような方法により、その内部組織の構造を変更した場合で、中間期間を含む、変更前の期間のセグメント情報を当該変更を反映して修正再表示しない場合には、企業は、当該変更の発生した年度中に、必要な情報が入手不能でない又はそれを作成する費用が高すぎない限り、セグメントの分割に使用した古い基準と新しい基準の双方によって当期のセグメント情報を開示しなければならない。

（結論の根拠）

中間財務情報

BC59 審議会は、特定の金額が、最高経営意思決定者が検討しているセグメント利益又は損失の測定にある場合にのみ、セグメント利益又は損失項目の情報の中間開示が要求されることが明確になるよう、ED第8号で提案したIAS第34号「中間財務報告」の変更点は、改訂されるべきであると決定した。審議会は、そのような開示はマネジメント・アプローチと整合的であることから、この結論に至った。

（IAS 第 34 号）

精選された説明的注記（Selected explanatory notes）

16. 企業はそれが重要であり、しかも中間財務報告書の他の部分で開示されていないときは、最小限、次の情報を中間財務諸表の注記に含めなければならない。当該情報は通常は、期初からの累計ベースで報告しなければならない。しかし、企業は当該中間期間を理解する上で重要性のある事象又は取引についても開示しなければならない。

【(a)から(f)は省略】

(g) 以下のセグメント情報(中間財務報告書でのセグメント情報の開示は、IFRS第8号「事業セグメント」によって当該企業が年次財務諸表中にセグメント情報を開示しなければならない場合にのみ必要である)；

(i) 外部顧客からの収益（最高意思決定者によりレビューされるセグメント損益の測定値中に含まれている場合、あるいは、最高意思決定者に定期的に提供されている場合）

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (ii) セグメント間収益（最高意思決定者によりレビューされるセグメント損益の測定値中に含まれている場合、あるいは、最高意思決定者に定期的に提供されている場合）
- (iii) セグメント損益の測定値
- (iv) 直前の年次報告書において開示した金額から重要な変動のあった資産合計額
- (v) セグメントに区分する基準又はセグメント損益の測定基準における直近の年次財務諸表からの相違点に関する記述
- (vi) 報告すべきセグメント損益の測定値の合計額と、企業の法人所得税等調整前、廃止事業による累積的影響額前の利益との調整。ただし、企業が法人所得税等といった項目を報告すべきセグメントに配分している場合には、企業はセグメント損益の測定値の合計とこれらの項目調整後の損益とを調整することができる。重要な調整項目は、当該調整表に個別に認識して記載しなければならない。

【(h)から(j)は省略】

【検討事項】

(全般的事項)

- ・ 海外の基準書の取扱いを踏まえ、四半期報告において、どのようなセグメント情報の開示を企業に求めることとするか。
- ・ 関連情報及び固定資産の減損損失・のれんの報告セグメント別情報については、四半期報告での開示を求めないこととするか。
- ・ 中間財務諸表での取扱いをどのようにするか。年度よりも簡便的な情報とするか。
- ・ 重要性の変化や、組織変更等の企業の管理手法の変更によってセグメント情報の開示方法について変更した場合の取扱い(年度と同様の取扱いとすることでよいのかどうか。また、企業の管理手法の変更が期中になされた場合、実務上不可能でない限り、変更前の全ての期間について遡及的に修正した情報の開示が求められることになるのかどうか。)

(適用初年度の取扱い)

- ・ セグメント会計基準の適用初年度の第1四半期から、適用開始とするか。それとも米国のような取扱いとする方が適切かどうか。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。